

令和8年度恵那市子育て応援入学祝金のご案内

新小学1年生、新中学1年生の児童の保護者の方に祝金を支給します

少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、**「小学校、中学校へ入学を迎えた児童を養育する保護者等に対し、対象児童1人当たり1万円」**の祝金を支給します。
入学祝金を受給するには、申請が必要です。

1.対象児童

平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれで、令和8年5月1日（基準日）に恵那市内に住民登録がある児童（新小学1年生の学齢）

平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれで、令和8年5月1日（基準日）に恵那市内に住民登録がある児童（新中学1年生の学齢）

2.支援金の額

対象児童1人につき1万円

3.支給対象者

対象児童を監護し生計を同じくする保護者（父母または同居の祖父母）

※その他、対象児童が委託された里親・ファミリーホーム事業者、対象児童が入所している児童養護施設等の設置者も支給対象となる場合があります。

※支給対象者の所得制限はありません。

4.申請期限

令和8年6月30日（火）

5.申請方法・提出先

本祝金を受け取るには**申請が必要**です。申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、期限までに申請をしてください。

※原則は「同居保護者」からの申請としてください。

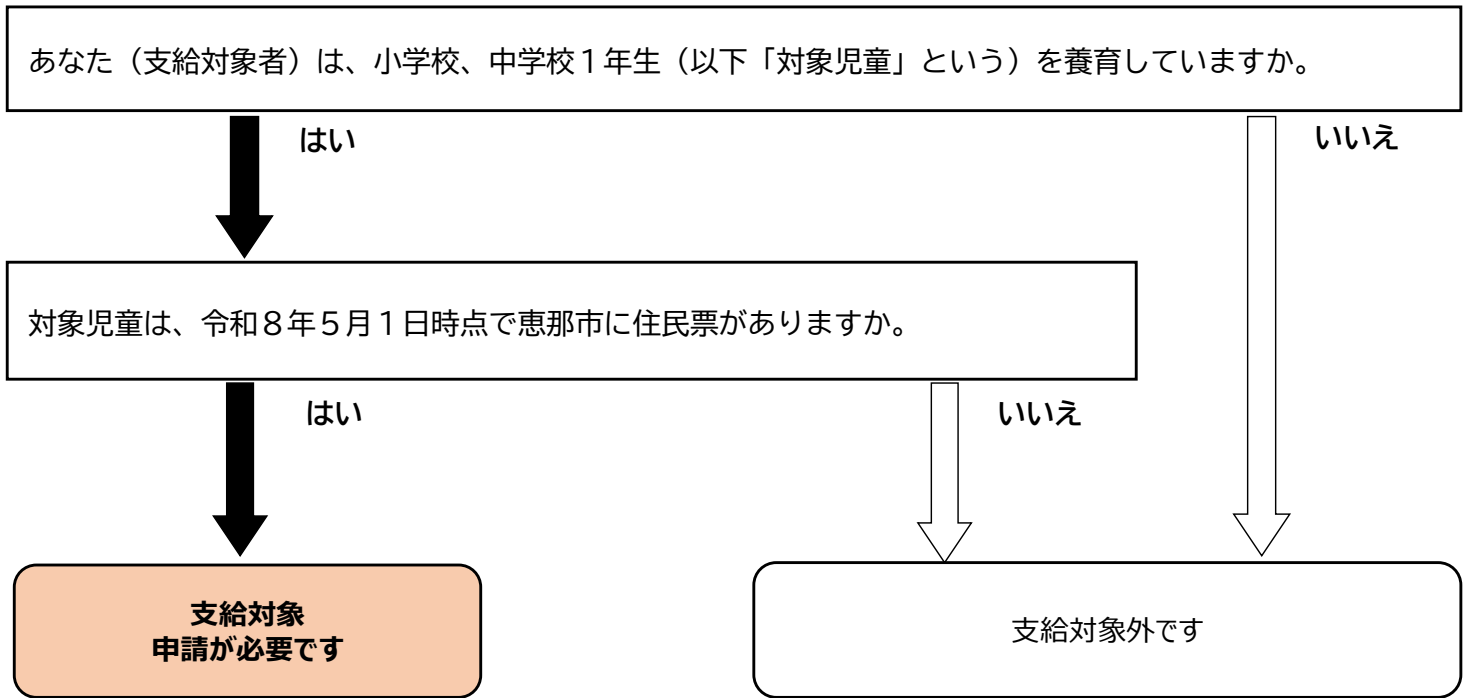
【提出先】

〒509-7292

恵那市長島町正家1-1-1 恵那市役所 子育て支援課 子育て支援係

裏面に続きます。

フローチャート



Q & A

Q. 子どもは市外に居住しています。祝金の対象になりますか？

A. 対象児童が市外に住民登録がある場合、支給対象になりません。

Q. 子どもは母と祖父母と同居しており、父は市外に単身赴任しています。誰が申請すればよいですか？

A. 原則として、対象児童と同居されているお母さまから申請ください。

Q. 申請者の所得の制限はありますか？

A. 申請いただく保護者について所得の制限はありません。

Q. DV被害により子どもとともに市外に避難していますが、どうなりますか？

A. 住民票を移さず市外に避難している場合、避難者が祝金の支給を受けることができますので、子育て支援課までご相談ください。

なお、その場合は他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせ

恵那市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話：0573-26-6819